

株 主 各 位

第15回定時株主総会
電子提供措置事項のうち交付書面に記載しない事項
(交付書面省略事項)

第15期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項（主要な事業内容）	2
2. 会計監査人に関する事項	3
3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	4

連結計算書類

連結持分変動計算書	13
連結注記表	14

計算書類

株主資本等変動計算書	38
個別注記表	39

ENEOSホールディングス株式会社

交付書面省略事項につきましては、法令および定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

事業報告 第15期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業セグメント	主要な事業内容	主要な事業会社
石 油 製 品 ほ か	●石油製品（ガソリン、灯油、潤滑油等）の精製および販売事業 ●ガスの輸入および販売事業 ●石油化学製品等の製造および販売事業 ●水素の供給事業	ENEOS株式会社
石油・天然ガス開発	●石油・天然ガスその他の鉱物・エネルギー資源の探鉱、探査および開発事業 ●石油、天然ガスその他の鉱物・エネルギー資源およびそれらの副産物の採取、加工、貯蔵、売買および輸送事業 ●二酸化炭素の回収、輸送、貯留および利用事業	ENEOS Xplora株式会社
機 能 材	●合成ゴム、その他化学工業製品・原料の製造および販売事業	株式会社 ENEOSマテリアル
電 気	●発電事業（海外を含む） ●電力調達および電力販売事業（再生可能エネルギーを含む） ●都市ガス事業 ●海外再生可能エネルギー事業 ●VPP事業	ENEOS Power株式会社
再生可能エネルギー	●発電プラント（風力発電、太陽光発電、バイオマス発電その他自然エネルギー発電）に関する開発、建設、運転、保守点検事業ならびに売電事業	ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
そ の 他	●道路工事、舗装工事等の土木工事業 ●建築工事業	

(注) 2025年3月19日付で、当社の連結子会社であったJX金属株式会社が東京証券取引所プライム市場に新規上場しました。当該株式上場の際し、当社が保有していた同社株式の一部につき売出しを行ったことにより、同社が主要な事業会社であった金属事業（金属セグメント）を非継続事業に分類しました。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額（2024年度分）

（百万円）

① 当社の会計監査人としての報酬等の額	174
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	1,221

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が作成した監査計画における監査項目、監査時間、人員配置計画等および社内関係部署から説明を受けた報酬見積りの算出根拠について、過年度の実績および他社の報酬水準等も考慮して検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項および同条第3項に基づき同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額も含まれています。
3. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、非監査業務を委託していません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

ア. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、株主総会における決議を経ないで直ちにその会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査等委員全員の同意によってその会計監査人を解任することとします。

イ. 監査等委員会は、会計監査人が次のいずれかに該当すると認めた場合であって、その会計監査人を解任すべきまたは再任すべきではないと判断したときは、その会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定することとします。

- ① 会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合
- ② 法令違反による行政処分または日本公認会計士協会の定めるところによる処分を受けた場合
- ③ 会計監査の適正化および効率化を図ることが妥当であると判断した場合

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社の会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに規定する体制（内部統制システム）の整備についての決議の内容は、次のとおりです。

当社は、「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」を踏まえ、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営の重要性を認識し、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。

当社は、内部統制システムの運用に当たり、これをENEOSグループ全社横断的にかつ実効性ある形で実施するとともに、経営会議において、その運用状況の定期的モニタリングを行い、不断の改善に努めるものとする。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、ENEOSグループに対する社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。
- (2) ENEOSグループのコンプライアンス方針の策定と浸透に加え、法的観点からグループ全体のリスクを管理し、重要案件への法的支援を統括するCCO（Chief Compliance Officer）を設置する。また、コンプライアンスを徹底するための委員会等の組織体制を整備・運用するとともに、定期的にENEOSグループの法令等（法令、定款、契約、規程類等）の遵守状況の点検活動を行い、点検結果に対応した適正な措置を講ずる。
- (3) 法令等違反行為の早期発見および早期是正を図るとともに、法令等違反行為の通報者を適切に保護するために、内部通報制度を整備・運用する。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記することなど、必要な体制を整備・運用する。
- (4) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」を制定の上、これに基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。
- (5) 社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることにより、業務執行の決定における客観性の確保および妥当性の一層の向上を図る。

- (6) 内部監査を担う監査部を設置し、各部門から独立した監査を実施する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (8) 反社会的勢力との関係を遮断するため、ENEOSグループ全体の基本方針を定め、これに基づき、ENEOSグループ各社において業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底する。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 職務の執行は原則として文書によることとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用する。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、また、各職制の決裁書類について、その作成、回付、保存等に関する規程類を整備・運用する。
- (3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うとともに、外部からの脅威に対してITシステムを保護するための規程類を整備・運用する。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (4) 会社法、金融商品取引法および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務、会計、税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。
- (2) 経済・金融情勢の激変、原油・銅地金その他資源価格および為替の大幅な変動、大地震の発生、気候変動等、ENEOSグループの事業活動に影響を及ぼす各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するためのリスクマネジメント体制および規程類を整備・運用する。
- (3) 各部門において、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するための内部統制を推進することとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。
- (4) ENEOSグループの事業において、安全確保、環境保全および健康の確保を図るとともに、人権尊重、人材育成等の施策に取り組むこととし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。
- (5) ENEOSグループの経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制および規程類を整備・運用する。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織・権限に関する規程類において、機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
- (2) 取締役会は、業務執行の機動性を向上させるため、重要な業務執行の決定の一部を社長に委任し、経営の基本方針、内部統制システム整備の基本方針等の審議・決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督に注力する。
- (3) 取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。また、社長決裁に当たっては、その協議機関として経営会議を設置し、経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行う。
- (4) ENEOSグループの長期ビジョンを策定するとともに、中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定める。また、予算制度、目標管理制度等の経営管理制度を整備・運用する。
- (5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、最適なITシステムを構築し、運用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」については、ENEOSグループ各社共通の理念・行動基準としてこれを定め、その浸透・徹底を図る。
- (2) 当社が定める経営の基本方針および取締役会によるグループ全体に対する監督の下、主要な事業会社であるENEOS株式会社、ENEOS Xplora株式会社、JX金属株式会社、株式会社ENEOSマテリアル、ENEOS Power株式会社およびENEOSリニューアブル・エナジー株式会社は、それぞれの事業特性に応じて、自律性・機動性・独立性を高めた業務執行体制を構築する。
- (3) グループガバナンスの向上を図るべく、主要な事業会社に横申を通し、会社間の連携強化、経営資源の配分の最適化等を担う役職として、グループCxOを設置する。
- (4) 「取締役会規則」および組織・権限に関する規程類において、グループ会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告する案件を定め、適正に運用する。
- (5) 当社とグループ会社の使命・目的、基本的役割、意思決定の権限体系等、ENEOSグループの運営に関する基本的な事項を規程類において定めるとともに、ENEOSグループ全体に適用されるべき規程類を整備・運用し、これら規程類のグループ各社における共有および遵守の徹底を図る。

- (6) ENEOSグループの内部統制に関する制度（コンプライアンスに関する制度およびITによる内部統制に関する制度を含む。）については、グループ各社の事業特性を勘案しつつ、グループ会社を包含したものとしてこれを整備・運用する。
- (7) 経営会議において、ENEOSグループとしての内部統制システムの整備・運用状況を確認することにより、ENEOSグループにおけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員の求める事項について、当社およびグループ会社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。
- (3) 当社またはグループ会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直ちに監査等委員会に当該事実等を報告するための体制を整備・運用する。また、グループ会社の監査役等が、監査結果等、監査等委員会が求める事項について報告するための体制を整備・運用する。
- (4) 監査等委員会に対して報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記することなど、必要な体制を整備・運用する。
- (5) 代表取締役その他の経営陣が監査等委員と適宜会合をもち、ENEOSグループの経営課題等について意見交換を行う。
- (6) 内部監査を担う監査部は、監査計画および監査結果に関して意見交換を行うなど、監査等委員会と密接な連携を保つよう努める。
- (7) 執行部門から独立した組織として、監査事務室を設置し、専任の従業員が監査等委員会の職務を補助する。また、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。
- (8) 監査等委員の職務の執行にかかる費用または債務については、会社法第399条の2第4項の規定により、監査等委員からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(注)2025年3月26日開催の取締役会において、前記決議の内容の改正について決議し、同年4月1日付で改正を行いました。改正内容は、次のとおりです。

改正内容（下線部分）
当社は、「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」を踏まえ、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営の重要性を認識し、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。 当社は、内部統制システムの運用に当たり、これをENEOSグループ全社横断的にかつ実効性ある形で実施するとともに、<u>リスクマネジメント会議（経営会議）</u>において、その運用状況の定期的モニタリングを行い、<u>不断の改善に努めるものとする。</u>
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (1) 取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、<u>ENEOSグループ共通の投資審査システムを整備・運用するとともに、必要に応じ、法務、会計、税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。</u> (2) <u>ENEOSグループを取り巻くリスクの多様化を踏まえ、リスクマネジメントに関するグループ全体の基本方針や体制を統括するCRO（Chief Risk Officer）を設置する。また、リスクマネジメント会議（経営会議）を通じて、ERM（Enterprise Risk Management）、内部統制、危機管理を含むグループ全体のリスクマネジメント活動をモニタリングし、改善に努める。</u> (3) <u>経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについて、グループ横断的にERMを用いて定期的に識別・分析し、影響を許容可能な範囲に収めるよう管理する。</u> (4) （改正前の(3)のとおり） (5) （改正前の(4)のとおり） (6) （改正前の(5)のとおり）
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制 (2) 当社が定める経営の基本方針および取締役会によるグループ全体に対する監督の下、主要な事業会社であるENEOS株式会社、ENEOS Xplora株式会社、株式会社ENEOSマテリアル、ENEOS Power株式会社およびENEOSリニューアブル・エナジー株式会社は、それぞれの事業特性に応じて、自律性・機動性・独立性を高めた業務執行体制を構築する。 (7) <u>リスクマネジメント会議（経営会議）</u>において、ENEOSグループとしての内部統制システムの整備・運用状況を確認することにより、ENEOSグループにおけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。当社は、ENEOSグループの内部統制システムの運用状況について、経営会議においてモニタリングを行い、2025年4月18日開催の取締役会に報告しました。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) ENEOSグループ各社が実施すべきコンプライアンス活動について定めた「ENEOSグループコンプライアンス活動基本規程」に基づき、遵法状況点検を行い、その活動の状況および結果について、ENEOSグループコンプライアンス委員会において確認しています。
- (2) 「ENEOSグループ内部通報制度基本規程」に基づき、内部通報制度を整備・運用しています。また、同規程において、通報者が通報したことを理由としていかなる不利益取扱いも受けないようにしなければならないことを明記するなど、こうした不利益取扱いを禁止するための体制を整備・運用しています。
- (3) 「取締役会規則」に基づき、社外取締役出席のもと、当期は16回の取締役会を開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行状況の報告を受けています。取締役会においては、経営の基本方針の審議と事業会社に対するモニタリング機能を充実させ、より実効性のある議論が行われるようにしています。当期は、社外取締役の割合を50%超に引き上げ、かつ取締役会議長を社外取締役から選定することにより、ガバナンスの透明性の一層の向上を図りました。
- (4) 監査部は、監査計画を策定し、同計画に基づいて順次監査を実施するとともに、経営の指示を受けて、特定のテーマに関する内部監査を柔軟に遂行しています。
- (5) 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
- (6) 「ENEOSグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査および契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書の作成、管理等について定める「文書規程」に基づき、原則として文書により職務を執行しています。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を作成するとともに、「文書規程」に基づき職制別の決裁書類を作成し、これらを適切に保存・管理しています。
- (3) 「ENEOSグループ情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護要領」等の規程類に基づき、機密情報および個人情報を含む会社情報を適切に管理しています。当期は、グループ運営体制の変更やセキュリティリスクの高まりを受けて、ITセキュリティに関する規程類の見直しを行い、2025年4月1日付で施行しました。
- (4) 関係法令および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成し、開示しています。当期は、グループ横断的にIR・財務連絡会議を開催して、証券取引所開示規則の説明を行うとともに、前広な情報提供を依頼し、情報収集体制の確認を行いました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重要な業務執行案件を取締役会に付議するに当たっては、必要に応じ外部アドバイザーの意見を徴するとともに、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にしています。当期は、投資審査プロセスを厳格化することにより、損失を未然に防ぐ体制整備を推進すべく、ステージゲートシステムの再構築を行いました。
- (2) 「ENEOSグループリスクマネジメント基本規程」に基づき、グループ経営に関するリスクに的確に対応しているほか、デリバティブ取引等に関するルールの設定・運用、大地震発生時の事業継続計画の策定、気候変動が事業に及ぼす影響の分析と対策の実施など、各種リスクへの対応体制を整備・運用しています。当期は、グループ横断的かつ抜本的にリスクマネジメント体制を見直し、不正・不祥事の未然防止およびステークホルダーからの信頼性向上を目指しました。
- (3) ENEOSグループの内部統制システムに関する基本的事項を定めるため、「ENEOSグループリスクマネジメント基本規程」および「ENEOSグループ内部統制要領」を制定し、同規程・要領に基づいて、各部門において、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するため、内部統制を推進しています。
- (4) ENEOSグループは、2040年度に向け、自社が排出する温室効果ガスに関するカーボンニュートラル実現を掲げています。当期は、カーボンニュートラル推進委員会を設置し、グループ全体でのカーボンニュートラル戦略の策定を推進しました。また、労働災害防止のための取り組み、グループ従業員の健康増進のための施策に加え、人権尊重を浸透させるための研修等に計画的に取り組んでいます。さらに、従業員一人ひとりの能力向上を目的に、様々な教育研修を実施しています。
- (5) 当社またはENEOSグループの経営に影響を及ぼす天災・事故等の危機・緊急事態が発生した場合に備えて、「ENEOSグループ事故・トラブル等報告・対応要領」を制定するとともに、当該危機・緊急事態の発生を想定した訓練を実施し、その結果を検証しています。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「ENEOSホールディングス組織規程」および「ENEOSホールディングス権限規程」を制定し、これらにおいて定められた決裁事項および決裁権限に基づき、職務を執行しています。
- (2) 取締役会は、経営・監督機能の強化および業務執行の機動性の向上のため、重要な業務執行の決定の一部を社長に委任するとともに、ENEOSグループのコーポレートガバナンス、中期経営計画等、経営の基本方針の審議・決定に注力する運営を行っています。

- (3) 取締役会決議事項については、原則として、社長決裁を経ています。また、社長決裁に当たっては、その協議機関である経営会議を開催しています。
- (4) ENEOSグループの長期ビジョンを策定するとともに、向こう3年間の中期経営計画を策定しています。当期は、策定した第3次中期経営計画のもと、年度予算およびグループ各社の数値目標を決定し、経営会議および取締役会において、その進捗状況について確認するとともに、第4次中期経営計画の策定を進めました。
- (5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等を目的として、データ活用に継続して取り組むとともに、業務改善ツールの利用範囲拡大などERPシステムのさらなる活用に努めました。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」の浸透・徹底を図るため、統合レポート等を発行するとともに、ENEOSグループ各社に対する社内研修等を継続的に実施しています。
- (2) 当社の取締役会による監督の下、主要な事業会社はそれぞれの事業特性に応じた業務執行体制を構築しています。また、グループCxOを通じて主要な事業会社に横串を通し連携を強めることにより、企業価値の向上を図っています。
- (3) 「ENEOSグループ運営規程」に加え、ENEOSグループ各社に適用される規程類を定めるとともに、当該各社に対してこれらを遵守させることを徹底しています。
- (4) 「ENEOSグループリスクマネジメント基本規程」および「ENEOSグループ内部統制要領」をENEOSグループ各社に適用するものとして制定し、同規程・要領に基づき、ENEOSグループ各社の内部統制を推進しています。
- (5) ENEOSグループにおける内部統制システムの整備・運用状況について毎年調査を実施し、その結果について、当社の経営会議において報告するとともに、必要に応じて改善を図っています。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査環境の整備に協力しています。
- (2) 監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるよう、必要な措置を講じています。また、内部通報制度の運用状況、事件・事故・訴訟の状況等、監査等委員会が求める事項について、グループ会社も含めて報告する体制を整備し、定期的に、また随時に、監査等委員会に報告するようにしています。
- (3) 代表取締役その他の経営陣との意見交換、内部監査部門からの監査計画および監査の実施状況の報告等を通じて、監査等委員会が当社の経営に関する情報を適切に把握できる環境を整備しています。
- (4) 監査事務室において、監査等委員会の職務を補助するための専任の従業員が、監査等委員の指示の下、業務を遂行しています。当該従業員の評価、異動等の人事処遇については、常勤の監査等委員と事前協議の上、これを決定しています。
- (5) 当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用または債務について、監査等委員からの請求に基づき、これを負担しています。

以 上

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の数値については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示し、比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しています。ただし、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、株式に関する比率については、表示桁未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類

連結持分変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     |
|----------------|---------|---------|-----------|----------|
| 2024年4月1日期首残高  | 100,000 | 942,308 | 1,891,573 | △25,652  |
| 当期利益           |         |         | 226,071   |          |
| その他の包括利益       |         |         |           |          |
| 当期包括利益合計       | —       | —       | 226,071   | —        |
| 自己株式の取得        |         |         |           | △232,379 |
| 自己株式の処分        |         | △181    |           | 181      |
| 剰余金の配当         |         |         | △69,543   |          |
| 株式報酬取引         |         | 360     |           |          |
| 非支配株主との資本取引等   |         | △784    |           |          |
| 連結範囲の変動        |         |         | 267       | 191      |
| 利益剰余金への振替      |         |         | 23,660    |          |
| 非金融資産等への振替     |         |         |           |          |
| 企業結合による変動      |         |         |           |          |
| その他の増減         |         | △6,275  |           |          |
| 所有者との取引額合計     | —       | △6,880  | △45,616   | △232,007 |
| 2025年3月31日期末残高 | 100,000 | 935,428 | 2,072,028 | △257,659 |

|                | その他の資本の構成要素                       |                   |                        |                |         | 親会社の所有者に<br>帰属する<br>持分合計 | 非支配持分    | 資本合計      |
|----------------|-----------------------------------|-------------------|------------------------|----------------|---------|--------------------------|----------|-----------|
|                | その他の包括利益を<br>通じて公正価値で<br>測定する金融資産 | キャッシュ・<br>フロー・ヘッジ | 在外営業<br>活動体の<br>為替換算差額 | 確定給付制度<br>の再測定 | 合計      |                          |          |           |
| 2024年4月1日期首残高  | 81,537                            | 687               | 236,760                | —              | 318,984 | 3,227,213                | 476,605  | 3,703,818 |
| 当期利益           |                                   |                   |                        |                |         | 226,071                  | 60,850   | 286,921   |
| その他の包括利益       | △2,632                            | 7,364             | △65,564                | 12,644         | △48,188 | △48,188                  | △7,576   | △55,764   |
| 当期包括利益合計       | △2,632                            | 7,364             | △65,564                | 12,644         | △48,188 | 177,883                  | 53,274   | 231,157   |
| 自己株式の取得        |                                   |                   |                        |                | —       | △232,379                 |          | △232,379  |
| 自己株式の処分        |                                   |                   |                        |                | —       | 0                        |          | 0         |
| 剰余金の配当         |                                   |                   |                        |                | —       | △69,543                  | △60,248  | △129,791  |
| 株式報酬取引         |                                   |                   |                        |                | —       | 360                      |          | 360       |
| 非支配株主との資本取引等   | △11                               | 11                | 38                     |                | 38      | △746                     | △7,833   | △8,579    |
| 連結範囲の変動        |                                   |                   |                        |                | —       | 458                      | △98,450  | △97,992   |
| 利益剰余金への振替      | △11,016                           |                   |                        | △12,644        | △23,660 | —                        |          | —         |
| 非金融資産等への振替     |                                   | 3,689             |                        |                | 3,689   | 3,689                    | △655     | 3,034     |
| 企業結合による変動      |                                   |                   |                        |                | —       | —                        | 6,839    | 6,839     |
| その他の増減         |                                   |                   |                        |                | —       | △6,275                   | 371      | △5,904    |
| 所有者との取引額合計     | △11,027                           | 3,700             | 38                     | △12,644        | △19,933 | △304,436                 | △159,976 | △464,412  |
| 2025年3月31日期末残高 | 67,878                            | 11,751            | 171,234                | —              | 250,863 | 3,100,660                | 369,903  | 3,470,563 |

## 連結注記表（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

#### (2) 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

子会社は497社、持分法適用会社等（関連会社・共同支配事業・共同支配企業）は154社です。

##### 主要な子会社

ENEOS株式会社、ENEOS Xplora株式会社、株式会社ENEOSマテリアル、ENEOS Power株式会社、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社、株式会社NIPPO

##### 主要な持分法適用会社等

大阪国際石油精製株式会社、アブダビ石油株式会社、合同石油開発株式会社、JX金属株式会社

なお、2025年3月19日にJX金属株式会社（以下、「JX金属」）は東京証券取引所プライム市場に上場し、これに伴い当社が保有するJX金属株式の一部につき売出しを行ったことにより、当連結会計年度において子会社から持分法適用会社へ異動しています。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準および評価方法

##### ア. 金融資産の評価基準および評価方法

##### 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類します。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は実効金利法を用いた償却原価で測定し、また、減損の評価を行っています。

##### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値により測定します。そのうち、売買目的で保有する以外の資本性金融商品については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定するか否かを、個々の資本性金融商品ごとに決定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定した金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益に認識しています。

その他の包括利益に認識した金額は、関連する金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益に認識した当該金額を利益剰余金に振り替えます。

##### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しなかった金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類します。

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益に認識します。

イ．棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上します。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。取得原価は主として総平均法を用いて算定します。

ウ．有形固定資産の評価基準、評価方法ならびに償却方法

有形固定資産の認識後の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示します。

大規模な保守や修繕に係る支出には、再取得資産や資産の一部の取替えに係る費用、調査費用およびオーバーホール（詳細検査）の費用が含まれます。大規模検査費用のうち、有形固定資産の認識基準が満たされるものについては資産計上され、次の調査までの期間にわたり減価償却されます。

土地以外の有形固定資産の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて行います。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物、構築物および油槽 2年～50年

機械装置および運搬具 2年～30年

なお、石油および天然ガスの探鉱・評価・開発において資産として認識された支出は、生産開始後、生産高比例法により減価償却します。

エ．無形資産およびのれんの評価基準および評価方法

無形資産の認識後の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で表示します。また、のれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示します。

無形資産は、取得原価から残存価額を控除した額について、見積耐用年数にわたり、主として定額法で償却します。

主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

顧客関連資産 10年～25年

契約関連資産 12年～20年

オ．使用権資産の評価基準および評価方法

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識します。認識時に実務上容易にリースの計算利子率を算定できない場合は、当社グループの追加借入利子率を用いています。

使用権資産は、リース負債の測定額に、当初直接コストや前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務の費用を加算した金額で認識しており、リース期間にわたり規則的に減価償却を行います。

また使用権資産は連結財政状態計算書において「有形固定資産」に含めて表示しています。

#### カ. 非金融資産の減損

当社グループでは、各報告期間において、各資産について減損の兆候の判定を行い、減損の兆候が存在する場合、その資産の回収可能価額を見積ります。個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積ります。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損損失を認識し、回収可能価額まで評価減します。

また、のれんについては、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施します。のれんの減損損失は純損益で認識し、戻入れは行いません。

なお、のれん以外の資産に関しては、過去の報告期間に認識された減損損失について、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかの評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻入れます。

#### ② 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として現在の法的または推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

引当金は、義務の決済に必要と見込まれる支出に、貨幣の時間価値に対する現在の市場の評価と当該義務に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定します。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識します。

#### ③ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### ア. 企業結合およびのれん

当社グループは、企業結合の会計処理として取得法を適用しています。企業結合において取得した識別可能資産および引き受けた識別可能負債と偶発負債は、当初取得日における公正価値で測定します。取得に関連して発生した費用は、発生時に費用として認識します。当社は、非支配持分を公正価値もしくは被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分で測定するかについて取引ごとに決定します。

のれんは、移転された企業結合の対価、被取得企業の非支配持分の金額および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、取得日における識別可能資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定します。

割安購入により、当該合計金額が取得した識別可能資産および負債の正味価額を下回る場合、差額は直ちに連結損益計算書に純損益として認識されます。

のれんは、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施します。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示します。のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として認識し、戻入れは行いません。

のれんは、減損テスト実施のために、企業結合のシナジーからの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位または資金生成単位グループに配分します。

#### イ. 外貨換算

当社の連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しています。

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算します。期末日における外貨建の貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算し、また公正価値で測定する外貨建の非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算します。この結果生じる為替換算差額は原則として純損益に認識します。取得原価で測定する外貨建の非貨幣性資産および負債は、取引日の為替レートで換算します。

在外営業活動体の資産および負債は期末日の為替レート、収益および費用は報告期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートをを用いて日本円に換算し、換算から生じる為替換算差額はその他の包括利益に認識します。

#### ウ. 売却目的で保有する非流動資産または処分グループおよび非継続事業

非流動資産または処分グループについては、継続的な使用ではなく、主として売却取引により回収が見込まれるものであり、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ、現在の状態で即時に売却可能で、経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産または処分グループとして分類します。

売却目的で保有する非流動資産または処分グループは、減価償却または償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定します。

既に処分されたまたは売却目的で保有する非流動資産または処分グループが、独立の主要な事業分野または営業地域を示す場合、独立の主要な事業分野または営業地域を処分する統一された計画の一部である場合、転売のみを目的に取得した子会社である場合のいずれかに該当した場合、非継続事業として分類します。

#### エ. 退職後給付

当社グループでは、確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。確定給付制度に関連して連結財政状態計算書で認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引いた額です。確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定します。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定します。

退職給付費用のうち、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額については純損益で認識し、見積りと実績との差異および数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異を含む再測定は、発生した期間にその他の包括利益として認識します。当該金額は、純損益へ振り替えることはできないものの、資本の中での振替が認められていることから、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えます。過去勤務費用は、純損益で認識します。

確定拠出制度に係る退職給付費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

#### オ. 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

なお、付加価値税および軽油引取税のように、販売時点において課税され、代理人として回収していると考えられる税額は、売上高に含めず純額で表示します。一方、揮発油税のように、販売以前の過程において課税され、売上金額に含まれている税額は売上高に含めます。

その他、当社グループの各事業の収益認識および測定に関する会計方針の詳細は、連結注記表の「9. (1) 収益の分解」に記載のとおりです。

#### カ. 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識します。

政府補助金が費用項目に関連する場合は、当該補助金で補償することが意図されている関連費用を認識する期間にわたって、規則的に収益として認識します。資産に関連する補助金の場合は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除します。

#### キ. 法人所得税費用

法人所得税費用は当期税金および繰延税金から構成されます。

これらは、企業結合に関連するものおよび直接資本またはその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しています。

当期法人所得税は、期末日時点において施行または実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得または損失に係る納税見込額あるいは還付見込額の見積りに、前年までの納税見込額あるいは還付見込額の調整額を加えて算定しています。

繰延税金資産および負債は、会計上の資産および負債の帳簿価額と税務上基準額との一時差異、報告期間の末日時点における税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に基づいて算定しています。

なお、次にかかる一時差異に対しては繰延税金資産または負債を認識しません。

- ・ のれんの当初認識により将来加算一時差異が生じる場合
- ・ 企業結合以外の取引で、取引時に会計上の利益と税務上の課税所得のどちらにも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引から発生する資産および負債の当初認識により生じる場合
- ・ 子会社、関連会社および共同支配の取決めに對する持分にかかる将来加算一時差異について、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合、および将来減算一時差異について、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債の算定には、報告期間の末日までに施行または実質的に施行されており、関連する繰延税金資産が実現する期または繰延税金負債が決済される期において適用されると予想される税率を使用します。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。また、繰延税金資産は、毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しています。

なお、当社および一部の国内子会社は、グループ通算制度を適用しています。

## 2. 表示方法の変更に關する注記

金属事業を非継続事業へ分類したことによる変更

2025年3月19日に、当社の子会社であるJX金属が東京証券取引所プライム市場に新規上場しました。株式上場に際し、当社が保有するJX金属株式の一部につき売出しを行ったことにより、売出し後の当社の所有割合は42.4%となり支配を喪失し、JX金属は子会社から持分法適用会社となりました。これに伴い、当連結会計年度のJX金属および同社子会社等から構成される金属事業を非継続事業に分類しています。

なお、非継続事業に分類した金属事業に係る損益は、連結損益計算書において継続事業からの当期利益の後に、法人所得税費用控除後の金額で区分表示しています。「10. 売却目的保有に分類される処分グループおよび非継続事業」において、非継続事業に関する追加の内容を開示しており、その他の全ての連結計算書類の注記では、明記されている場合を除き、継続事業に関する金額を記載しています。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

当社の連結計算書類には、経営者の見積りを含みます。この見積りは過去の実績および報告期間の末日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の見積りに基づきますが、結果は、見積りとは異なる可能性があります。

当社の連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある、主な見積りは以下のとおりです。

#### (1) 非金融資産の減損

当社グループでは有形固定資産、のれんおよび無形資産について、連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施します。減損テストにおける回収可能価額を算定するにあたり、将来キャッシュ・フローの見積りや割引率等を決定します。

それぞれの減損テストの算定において見積将来キャッシュ・フローは経営者が承認した事業計画を基礎として、経営者の最善の見積りと判断により決定しますが、見積将来キャッシュ・フローに含まれる販売数量や商品価格、外国為替相場等の不確実な要素の変動によって影響を受けるため、これらの見積りや回収可能価額の見直しが必要となった場合に、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

これにより、当連結会計年度、「その他の費用」のうち減損損失として計上した金額は197,806百万円です。また、当連結会計年度末に「有形固定資産」、「のれん」および「無形資産」として計上した金額は3,543,712百万円です。

当連結会計年度に計上した金額には、石油製品ほかセグメントにおいて、2017年4月1日付の東燃ゼネラル石油株式会社との経営統合により生じたのれんについて当連結会計年度末時点で減損テストを行った結果、金利上昇に伴う割引率の上昇等により、回収可能価額2,696,078百万円が帳簿価額を下回ったため、当該のれんおよび関連する非流動資産について認識した減損損失164,475百万円が含まれます。当該のれんの資金生成単位グループは、経営統合のシナジーから便益を得られるENEOS株式会社等から新規事業を除いた事業で構成されています。回収可能価額は使用価値に基づいており、国内外の化学品を含む石油製品市況、事業計画後の期間の中長期成長率および割引率といった主要な仮定を用いています。加重平均資本コストを基礎に算定した税引前の割引率は6.2%です。減損損失がのれんの帳簿価額を超過する部分については、資金生成単位グループのその他の資産に対して、その帳簿価額に基づいて比例的に配分しています。その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

|        |         |
|--------|---------|
| のれん    | 160,155 |
| 有形固定資産 | 2,985   |
| 無形資産   | 1,335   |
| 合計     | 164,475 |

また、再生可能エネルギーセグメントにおいて、2022年1月14日付のジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（現在はENEOSリニューアブル・エナジー株式会社）の取得により生じたのれんについて当連結会計年度末時点で減損テストを行った結果、金利上昇に伴う割引率の上昇、資材価格の高騰等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、資金生成単位グループである太陽光およびバイオマスに配分されたのれんおよび関連する非流動資産について認識した減損損失11,181百万円が含まれます。回収可能価額は使用価値に基づいており、太陽光に配分されたのれんについて、減損損失3,678百万円を認識しています。また、バイオマスに配分されたのれんおよび関連する非流動資産について減損損失7,503百万円を認識しています。減損損失がのれんの帳簿価額を超過する部分については、資金生成単位グループのその他の資産に対して、その帳簿価額に基づいて比例的に配分しています。バイオマスの減損損失の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

|        |       |
|--------|-------|
| のれん    | 2,279 |
| 有形固定資産 | 2,670 |
| 無形資産   | 2,554 |
| 合計     | 7,503 |

## (2) 石油・天然ガス埋蔵量の見積り

石油・天然ガスに係る資産は生産単位ごとに、確定埋蔵量および推定埋蔵量の合計に占める報告期間中の採掘量の割合にて生産高比例法により償却計算を行います。当該埋蔵量の見積りには商品価格、外国為替相場、生産費用、将来の資本的支出等多くの不確実な仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定します。

この埋蔵量の見積りは、当連結会計年度末に計上した「有形固定資産」のうち、探鉱開発投資勘定404,426百万円に関連します。

埋蔵量の見積りに使用する仮定は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、見直しが必要となった場合には、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (3) 法人所得税費用

当社グループは、複数の租税区域の法人所得税の影響を受け、世界各地における法人所得税の見積額を決定する際には、重要な判断が必要です。

当連結会計年度、「法人所得税費用」として計上した金額は30,867百万円です。

取引および計算方法によっては、最終的な税額に不確実性を含むものも多くあります。追加徴収が求められるかどうかの見積りに基づいて、予想される税務調査上の問題について負債を認識します。これらの問題に係る最終税額が当初に認識した金額と異なる場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除および繰越欠損金を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で金額を算定します。将来の課税所得の生じる時期および金額は、販売数量や商品価格、外国為替相場等の仮定を含めた、経営者が承認した事業計画に基づいて見積ります。

これにより、当連結会計年度末、「繰延税金資産」として計上した金額は45,991百万円です。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合は、それに伴い利用可能な繰延税金資産の金額も変動し、その結果、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上します。報告期間末日において正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、棚卸資産を当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額（評価減）を売上原価に計上します。

これにより、当連結会計年度末、「棚卸資産」として計上した金額は1,589,786百万円です。

将来、市場環境が大きく変化し、正味実現可能価額が著しく下落した場合には、売上原価に多額の差額(評価減)が発生し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 退職後給付

当社グループは確定給付制度を含む退職給付制度を有しています。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されます。数理計算上の仮定には、割引率等、様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

これにより、当連結会計年度末、「退職給付に係る負債」として計上した金額は102,319百万円です。

様々な変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言に基づき、経営者の最善の見積りと判断により決定しますが、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 引当金および偶発負債

当社グループは資産除去債務等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しています。これらの引当金は、報告期間の末日における将来の支払額や支払時期の変動に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、義務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されます。

これにより、当連結会計年度末、「引当金」として計上した金額は142,029百万円です。

義務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額や支払時期が見積りと異なった場合、翌報告期間以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、偶発負債については、報告期間の末日における全ての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示します。

(7) 公正価値測定

当社グループでは、活発な市場における相場価格がないその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（株式）を適切な評価技法を用いて公正価値で測定しています。

この金融資産（株式）は、当連結会計年度末に計上した、非流動資産の「その他の金融資産」のうち、104,293百万円が該当します。

公正価値の測定においては、評価技法の選択および報告期間の末日の市場状況等に基づく仮定を用いています。これらの公正価値測定の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しますが、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けるため、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(8) 脱炭素社会への移行による影響

気候変動および脱炭素社会への移行は、連結計算書類の作成において、非金融資産の減損等に関連した会計上の見積りおよび判断に考慮されています。

当社は、2023年5月に日本のエネルギー転ジションをリードし、脱炭素社会の形成に大きく貢献することを目指し、「カーボンニュートラル基本計画」を公表しました。その策定にあたっては、IEA WEO (World Energy Outlook 2022) のSTEPS(注1)、APS(注2)、およびNZE(注3)を参考に検討し、その中間シナリオを用いています。

なお、当社は2025年5月に、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて転ジションに必要となるエネルギー・素材の供給をリードすることを目指し、「カーボンニュートラル基本計画2025年度版」を公表しました。その策定にあたっては、脱炭素をめぐる事業環境の変化に柔軟に対応するため、IEA WEO (2024) や気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書 (IPCC AR6) 等複数のシナリオを参照し、将来のエネルギー需要や事業環境分析を行い、当社の想定する複数の社会シナリオを作成しました。その上で、CO<sub>2</sub>排出削減に向けた目標や戦略等を見直し、気候変動に対する様々な不確実性に備えた経営戦略を策定しています。

一方で、当社で策定した脱炭素社会への移行における社会シナリオは、カーボンニュートラルに向けた動きから生じる中長期的な石油等の化石燃料需要動向や、脱炭素技術進展等の不確実性に備えるものであるのに対し、連結計算書類における資産および負債の測定においては、足元の事業環境がより強く反映されます。そのため、仮に上記シナリオに基づくと、当社グループの事業に関する資産の価値毀損等あるいは負債の増加等の兆候が示された場合でも、それらを直ちに連結計算書類に反映すべきとは限らないと考えられます。

脱炭素社会への移行の影響が特に重要な項目は、2017年4月1日付の東燃ゼネラル石油株式会社との経営統合により生じたのれんです。当連結会計年度に実施したのれんの減損テストにおいて、資金生成単位グループの回収可能価額がのれんの帳簿価額を下回ったため減損損失を計上しています。なお、減損損失の詳細は、「3. 重要な会計上の見積りに関する注記 (1) 非金融資産の減損」を参照ください。

会計上の見積りの設定においては、脱炭素シナリオに加え、各国の政策、外部機関の分析結果、および各事業における固有の状況等を総合的に勘案して行っています。ただし、将来における脱炭素社会への移行に関する当社グループの方針、世界的な脱炭素化の潮流の変化、および各国の政策等の変化は、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- (注) 1. Stated Policies シナリオ (現在公表されている各国の政策を反映したシナリオ)
- 2. Announced Pledges シナリオ (各国の意欲的な目標が達成されると仮定したシナリオ)
- 3. Net Zero Emissions by 2050 シナリオ (2050年に世界でネットゼロを達成するシナリオ)

#### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

##### 耐用年数の変更

当連結会計年度より、再生可能エネルギーセグメントの一部の資産において、耐用年数を変更しています。

従来は主に、日本国内における電力固定価格買取制度（FIT）に基づく経済性判断を行っていましたが、当連結会計年度において、本格的にFIP（Feed-in Premium）制度への転換を伴うコーポレートPPA（Power Purchase Agreement）の締結等の実績が積み上がり、FITを前提としない経済性判断に移行しています。このような実態を踏まえ、従来よりも長期間にわたって当該資産の経済的便益が消費されると判断し、耐用年数を変更しています。

当該変更により、当連結会計年度の営業利益および税引前利益は6,097百万円、それぞれ増加しています。

#### 5. 連結財政状態計算書に関する注記

##### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

|            |            |
|------------|------------|
| 有形固定資産     | 946,231百万円 |
| 現金および現金同等物 | 69,748百万円  |
| その他        | 30,865百万円  |

上記のほか、連結財政状態計算書では消去されている子会社株式（取得原価。当連結会計年度末240,534百万円）および長期貸付金（償却原価。当連結会計年度末77,318百万円）を担保に供しています。

なお、プロジェクト・ファイナンス契約において、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）による売買契約を含むプロジェクト関連契約一式が担保対象に含まれています。

###### ② 担保に係る債務

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 未払金                  | 174,264百万円 |
| 長期借入金（1年内返済予定のものを含む） | 478,528百万円 |
| その他                  | 10,700百万円  |

未払金は、連結財政状態計算書上の「営業債務およびその他の債務」に含まれています。

なお、担保に供している資産に対応する債務には、上記のほか、取引保証959百万円、持分法適用会社等の借入金および未払金137,204百万円があります。

##### (2) 有形固定資産の内訳

|             |              |
|-------------|--------------|
| 建物、構築物および油槽 | 443,769百万円   |
| 機械装置および運搬具  | 685,767百万円   |
| 土地          | 1,370,642百万円 |
| 建設仮勘定       | 111,448百万円   |
| 探鉱開発投資勘定    | 404,426百万円   |
| その他         | 21,208百万円    |

(3) 資産から直接控除した損失評価引当金

|                  |          |
|------------------|----------|
| 売掛金および受取手形 ..... | 2,949百万円 |
| その他 .....        | 1,170百万円 |

売掛金および受取手形は、連結財政状態計算書上の「営業債権およびその他の債権」に含まれています。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額..... 5,223,277百万円

(5) 社債および借入金の内訳

① 流動

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 社債 .....            | 11,130百万円  |
| 短期借入金 .....         | 371,616百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 ..... | 152,710百万円 |

② 非流動

|             |              |
|-------------|--------------|
| 社債 .....    | 539,846百万円   |
| 長期借入金 ..... | 1,261,481百万円 |

(6) 保証債務

子会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証等を行っています。また、従業員の借入金（住宅資金）に対し、保証を行っています。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 持分法適用会社等 .....     | 17,321百万円 |
| その他の会社および従業員 ..... | 4,276百万円  |

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) その他の収益および費用の内訳

#### ① その他の収益

|               |           |
|---------------|-----------|
| 受取配当金 .....   | 10,707百万円 |
| 賃貸収入 .....    | 10,364百万円 |
| 固定資産売却益 ..... | 21,420百万円 |
| 為替差益 .....    | 13,636百万円 |
| その他 .....     | 29,903百万円 |

#### ② その他の費用

|                |            |
|----------------|------------|
| 減損損失 .....     | 197,806百万円 |
| 固定資産除売却損 ..... | 13,713百万円  |
| その他 .....      | 21,312百万円  |

減損損失の詳細は、「3. 重要な会計上の見積りに関する注記 (1) 非金融資産の減損」を参照ください。

### (2) 金融収益および金融費用の内訳

#### ① 金融収益

|            |           |
|------------|-----------|
| 受取利息 ..... | 11,048百万円 |
| 為替差益 ..... | 11,611百万円 |
| その他 .....  | 1,025百万円  |

#### ② 金融費用

|            |           |
|------------|-----------|
| 支払利息 ..... | 40,889百万円 |
| その他 .....  | 669百万円    |

## 7. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数      普通株式      ..... 3,032,850,649株

(2025年3月31日現在)

- (2) 自己株式の取得

当社は、2024年2月9日および2024年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当連結会計年度において、自己株式を232,338百万円（299,294千株）取得しました。単元未満株式の買取等による41百万円と合わせて、自己株式の取得の合計金額は232,379百万円となりました。

- (3) 非支配株主へ付与した売建プット・オプション

当社グループでは、非支配株主へ付与した売建プット・オプションの償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに、プット・オプションの対象である非支配持分の認識を中止し、それらの差額を資本剰余金に含めています。当連結会計年度において「資本剰余金」に含めた金額は△6,275百万円です。

- (4) 剰余金の配当

### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|-------------|
| 2024年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | (注1) 32,986     | 11.0             | 2024年3月31日 | 2024年6月27日  |
| 2024年11月13日<br>取締役会  | 普通株式  | (注2) 36,689     | 13.0             | 2024年9月30日 | 2024年11月29日 |

(注) 1. 役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金63百万円が含まれます。

2. 役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金69百万円が含まれます。

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | (注) 35,092      | 13.0             | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

(注) 役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金69百万円が含まれます。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、中長期のグループ戦略および企業価値の最大化を達成するために、最適な資本構成の実現・維持に努めています。

当社グループは事業活動および財務活動上、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等の様々なリスクに晒されていますが、以下のとおりリスク管理を実施しています。

#### ① 信用リスク

当社グループは、与信管理規程等に基づき取引先ごとに適切に管理することにより、回収懸念の早期把握等の対策を図っています。

保有している債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対する債権であり、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を要する信用リスクの過度の集中はありません。

#### ② 流動性リスク

当社グループは、事業を遂行するにあたって必要最小限の手元資金を確保するために、適宜金融機関からの借入、社債またはコマーシャル・ペーパーの発行を行っており、また突発的な資金需要の発生や市場の流動性が著しく低下した時等の緊急的な事態に備えてコミットメントラインを設定しています。

また、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、資金計画を作成し、キャッシュ・フローの実績と比較する方法でモニタリングを行い、流動性リスクを管理しています。

#### ③ 市場リスク

当社グループは、市場リスクをヘッジするために、先物為替予約、金利スワップ、商品先渡取引等のデリバティブ金融商品を利用しています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、デリバティブ金融商品を利用した投機的な取引は行わない方針です。

なお、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、原則としてその他の包括利益に認識します。

### (2) 金融商品の公正価値等に関する事項

#### ① 償却原価で測定する金融商品の帳簿価額および公正価値

(単位：百万円)

|          | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |           |
|----------|-------------------------|-----------|
|          | 帳簿価額                    | 公正価値      |
| 社債および借入金 | 2,336,783               | 2,247,816 |

当社の発行する社債の公正価値は、日本証券業協会の売買参考統計値を用いて算定しており、観察可能な市場データを利用して公正価値を測定しているため、レベル2に分類しています。その他当社グループの社債および借入金の公正価値は、類似した負債を当社グループが新たに借入れる場合に適用される利率を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより見積っています。当該見積りは観測可能なインプットの利用により、レベル2に分類しています。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品および公正価値と帳簿価額がほぼ同額の金融商品は開示していません。

② 公正価値で測定される金融商品

当社は、公正価値の測定に使用されるインプットの市場における観察可能性に応じて、公正価値のヒエラルキーを以下の3つのレベルに区分しています。

レベル1：活発な市場における同一資産または負債の無調整の公表価格

レベル2：レベル1に属さない、直接的または間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察不能なインプット

(単位：百万円)

| 経常的な公正価値測定                | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |        |           |         |
|---------------------------|-------------------------|--------|-----------|---------|
|                           | レベル1                    | レベル2   | レベル3      | 合計      |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産      |                         |        |           |         |
| その他の金融資産（デリバティブ）          | －                       | 20,942 | 891       | 21,833  |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |                         |        |           |         |
| その他の金融資産（株式）              | 129,974                 | －      | 104,293   | 234,267 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債      |                         |        |           |         |
| その他の金融負債（デリバティブ）          | －                       | 10,654 | (注) 4,217 | 14,871  |
| その他の金融負債（優先株式）            | －                       | －      | 18,928    | 18,928  |

ア. その他の金融資産（デリバティブ）、その他の金融負債（デリバティブ）

デリバティブのうち、為替予約については、期末日の先物為替相場に基づき公正価値を算定しています。金利スワップについては、将来キャッシュ・フローを満期日までの期間および期末日の利率により割り引いた現在価値により算定しています。商品デリバティブは、一般に公表されている期末指標価格等に基づき公正価値を算定しています。これらのデリバティブは全てレベル2に区分しています。なお、非支配株主へ付与した売建コール・オプション（注）の公正価値については、将来キャッシュ・フローを割り引く方法またはその他の評価技法を用いて計算しており、レベル3に該当します。

イ. その他の金融資産（株式）

上場株式は、期末日の市場の終値に基づく無調整の相場価格を用いて評価しており、レベル1に区分しています。非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等、適切な評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分しています。

ウ. その他の金融負債（優先株式）

優先株式については、配当割引モデルに基づき公正価値を算定しており、レベル3に区分しています。

③ レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類されたその他の金融資産（デリバティブ）の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

|                   | 当連結会計年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|-------------------|------------------------------------------|
| 期首残高              | 13,739                                   |
| 純損益に含まれている利得および損失 | (注) △12,183                              |
| その他増減             | △665                                     |
| 期末残高              | 891                                      |

(注) 前連結会計年度に有していた持分法適用会社の支配株主に対する買建プット・オプション12,411百万円は、当該株主へ付与した売建コール・オプションが行使されたことにより、当該買建プット・オプションは消滅しています。当該金額は、同株主へ付与した売建コール・オプションから生じた純損益に含まれる利得および損失との正味の金額で、連結損益計算書の「非継続事業からの当期利益」に含まれています。

レベル3に分類されたその他の金融資産（株式）の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

|                        | 当連結会計年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|------------------------|------------------------------------------|
| 期首残高                   | 103,017                                  |
| その他の包括利益に含まれている利得および損失 | △1,182                                   |
| 購入                     | 4,417                                    |
| 売却                     | △847                                     |
| 償還・清算                  | △171                                     |
| その他増減                  | △941                                     |
| 期末残高                   | 104,293                                  |

その他の包括利益に含まれている利得および損失は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。

レベル3に分類されたその他の金融負債（デリバティブ）の増減は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

|                   | 当連結会計年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|-------------------|------------------------------------------|
| 期首残高              | 33,529                                   |
| 純損益に含まれている利得および損失 | (注1) △13,549                             |
| その他増減             | (注2) △15,763                             |
| 期末残高              | 4,217                                    |

(注1) 前連結会計年度に付与していた持分法適用会社の支配株主への売建コール・オプション12,629百万円が行使されたことにより、当該売建コール・オプションは消滅しています。当該金額は、同株主に対して有する買建プット・オプションから生じた純損益に含まれる利得および損失との正味の金額で、連結損益計算書の「非継続事業からの当期利益」に含まれています。

(注2) その他増減の内訳として、JX金属および同社子会社を連結除外したことによる減少が14,517百万円含まれています。

レベル3に分類されたその他の金融負債（優先株式）の増減は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

|                   | 当連結会計年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|-------------------|------------------------------------------|
| 期首残高              | 18,201                                   |
| 純損益に含まれている利得および損失 | 974                                      |
| その他増減             | △247                                     |
| 期末残高              | 18,928                                   |

純損益に含まれている利得および損失は、連結損益計算書の「金融収益・費用」に含まれています。

当社の方針に基づき、レベル3に区分した非上場株式の公正価値は、当該株式を直接保有するグループ各社において測定しています。公正価値の算定に当たっては、当社が策定し更新した評価方針、評価モデルに基づき、個々の評価対象先の事業内容等を定期的にモニタリングすることにより、その妥当性を継続的に検証しています。

レベル3に区分された非上場株式の公正価値の測定に使用する重要な観察不能なインプットは、割引キャッシュ・フローの算定に用いられる割引率および市場価格等を考慮した将来の商品価格や期末日における為替レートに基づき算定された為替レート等の将来キャッシュ・フローの見積りに使用される仮定であり、当社は約10%の割引率を使用しています。報告期間の末日において割引率が0.5%変動または市場価格等を考慮した将来の商品価格が10%変動した場合の公正価値の変動は重要ではありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社グループは、石油製品ほか事業、石油・天然ガス開発事業、機能材事業、電気事業、再生可能エネルギー事業およびその他の事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定および業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。なお、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」）以外に、IFRS第9号「金融商品」（以下、「IFRS第9号」）に基づく商品等に係る収益およびIAS第20号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」（以下、「IAS第20号」）に基づく政府補助金収益を、その他の源泉から生じる収益として、売上高に含めて表示しています。また、売上高は顧客の所在地に基づき地域別に分解しています。分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

なお、ENEOSグループ長期ビジョン実現に向けた経営基盤強化のため、従来のエネルギーセグメントに属するENEOS株式会社の3事業（機能材、電気、再生可能エネルギー）を2024年4月1日に分社化しました。

また、2025年3月19日にJX金属が東京証券取引所プライム市場に上場しました。株式上場に際し、JX金属株式の一部売出しを行ったことにより、JX金属は子会社から持分法適用会社となったため、金属事業を非継続事業に分類しています。詳細については、「10. 売却目的保有に分類される処分グループおよび非継続事業」をご覧ください。

これらに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを変更しています。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

| 地域  |        | 石油製品ほか     | 石油・天然<br>ガス開発 | 機能材     |
|-----|--------|------------|---------------|---------|
| 日本  |        | 8,666,931  | 42,043        | 175,338 |
| アジア | シンガポール | 655,990    | 4,386         | 393     |
|     | 中国     | 407,507    | 53,860        | 34,959  |
|     | 他アジア   | 426,708    | 115,313       | 62,228  |
| その他 |        | 745,169    | 27,211        | 71,344  |
| 合計  |        | 10,902,305 | 242,813       | 344,262 |

（単位：百万円）

| 地域  |        | 電気      | 再生可能<br>エネルギー | その他     | 合計         |
|-----|--------|---------|---------------|---------|------------|
| 日本  |        | 313,228 | 43,310        | 456,972 | 9,697,822  |
| アジア | シンガポール | —       | —             | —       | 660,769    |
|     | 中国     | —       | —             | 144     | 496,470    |
|     | 他アジア   | —       | 28            | 6,661   | 610,938    |
| その他 |        | —       | —             | 12,771  | 856,495    |
| 合計  |        | 313,228 | 43,338        | 476,548 | 12,322,494 |

（注）グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

#### ①石油製品ほか事業

石油製品ほか事業においては、石油製品（ガソリン・灯油・潤滑油等）、石油化学製品、ガス等の販売を行っています。

これらの販売は、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識します。また収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでいません。対価に変動可能性のある取引については、考え得る対価の金額の範囲における単一の最も可能性の高い金額を用いて、将来において重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、収益を認識しています。

また、当連結会計年度において、「売上高」に含まれているその他の源泉から生じる収益には、米国子会社において石油製品等のトレーディングから生じた収益が198,079百万円あります。当該取引は販売業者としてのマージンを生み出すことを目的とし売買契約を締結し、短期間での売買を行っているため、IFRS第9号に基づきデリバティブとして会計処理を行っています。なお、このうち現物決済による取引については、売上高の総額を計上しています。この他に、国内子会社において、日本政府によるコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対

策」に基づく施策である「燃料油価格激変緩和対策事業」（2022年1月より発動）により受領する補助金827,990百万円および「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（2023年1月より発動、2024年5月使用分まで）により受領する補助金133百万円、「酷暑乗り切り緊急支援」（2024年8月～10月分）により受領する補助金217百万円、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（2025年1月～3月分）により受領する補助金132百万円について、IAS第20号に基づき会計処理を行い、その他の源泉から生じる収益として「売上高」に含めて表示しています。受領する当該補助金は、事業の趣旨に従い、適切に全額卸売価格に反映させています。

#### ②石油・天然ガス開発事業

石油・天然ガス開発事業においては、原油、天然ガス、その他の鉱物資源等の販売を行っています。

これらの販売は、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識します。また収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでいません。

#### ③機能材事業

機能材事業においては、合成ゴム、熱可塑性エラストマー等の販売を行っています。

これらの販売は、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識します。また収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重要な金融要素を含んでいません。対価に変動可能性のある取引については、考え得る対価の金額の範囲における単一の最も可能性の高い金額を用いて、将来において重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、収益を認識しています。

#### ④電気事業

電気事業においては、主に火力発電による電力等の販売を行っています。

これらの販売は、顧客と電力供給契約を締結し、当該契約に基づき一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗度は、電力量計の検針により把握した使用量により測定し、把握した使用量と当該契約による単価等に基づき、収益を認識します。

なお、検針日と決算日が一致していない顧客の電力量に関しては検針日から決算日までの顧客の電力量について、一般送配電事業者から電力量を入手し、当該消費電力情報や単価情報に基づいて収益を計上しています。

その他、一般社団法人日本卸電力取引所において約定した電力を受け渡す履行義務に関する収益があります。卸電力市場における履行義務は、取引規定等に基づき約定した電力を受け渡すことであり、受け渡しの一時点において履行義務を充足する取引については、都度収益を認識しています。

上記の収益はいずれも、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は電力の供給から1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでいません。また、電気事業における検針日から決算日までの取引について、送配電事業者から入手した使用量に当月の平均単価を乗じて算出した金額を用いて、当社と顧客との間に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、収益を認識しています。

また、当連結会計年度において、日本政府によるコロナ禍における「原油価格・物価高騰総合緊急対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（2023年1月より発動、2024年5月使用分まで）により受領

する補助金2,944百万円、「酷暑乗り切り緊急支援」（2024年8月～10月分）により受領する補助金4,062百万円、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（2025年1月～3月分）により受領する補助金2,362百万円について、IAS第20号に基づき会計処理を行い、その他の源泉から生じる収益として売上高に含めて表示しています。受領する当該補助金は、事業の趣旨に従い、適切に全額小売および卸売価格に反映させています。

#### ⑤再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業においては、当社グループが保有する再生可能エネルギー発電所から発電した電力等の販売を行っています。

これらの販売は、顧客と電力受給契約を締結し、当該契約に基づき、主として顧客に電力が供給された時点で履行義務を充足する取引であり、顧客の計測値に基づき収益を認識します。また収益は、顧客との取引価格（主に固定単価）に基づき認識しており、取引の対価は電力の供給から1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでいません。

また、当連結会計年度において、日本政府により発電事業者の投資を促し、再生可能エネルギーをさらに普及させ、独立した電源として電力市場に統合することを目的に、2022年4月より導入された「FIP制度」（認定を取得した再生可能エネルギー発電事業者が市場等で発電した際に、一定のプレミアム（補助額）が上乗せされて交付される制度）により受領する補助金691百万円について、IAS第20号に基づき会計処理を行い、その他の源泉から生じる収益として売上高に含めて表示しています。受領する当該補助金は、制度の趣旨に基づき、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を通じて間接的に消費者が負担しています。

#### ⑥その他の事業

その他の事業の収益は、主に建設事業に関連するものです。

建設事業では、履行義務が一定期間にわたり充足される工事請負契約については、工事の進捗に伴い当該資産に対する支配が顧客に移転するため、対応する工事期間にわたり収益を認識します。収益は、工事の成果が信頼性をもって見積ることができる場合には、工事契約に必要な見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づき測定します。また、長期の工事請負契約においては、契約時または期間中に対価の一部を前受けで受領しています。

#### (2) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債

顧客との契約により生じた債権、契約資産および契約負債の内訳は以下のとおりです。

なお、連結財政状態計算書において、営業債権は「営業債権およびその他債権」に、契約資産は「その他の流動資産」に、契約負債は「その他の流動負債」にそれぞれ含まれています。

(単位：百万円)

|                  | 当連結会計年度期首<br>(2024年4月1日) | 当連結会計年度末<br>(2025年3月31日) |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 営業債権（売掛金および受取手形） | 1,398,644                | 1,172,664                |
| 契約資産             | 60,458                   | 51,685                   |
| 契約負債             | 25,315                   | 27,713                   |

契約資産は工事請負契約から生じる未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権へ振り替えられます。契約負債は契約に基づく履行に先だち受領した対価であり、当社

が契約に基づき履行するにつれて（もしくは履行した時点で）収益に振り替えられます。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当該会計年度中の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額についても重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 建設事業における工事契約等 | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |
|---------------|-------------------------|
| 1年内           | 182,713                 |
| 1年超～2年内       | 67,544                  |
| 2年超           | 31,060                  |
| 合計            | 281,317                 |

当連結会計年度末時点で工事計画が確定しなかった契約の取引価格は、完工時期に基づき区分しています。

また、建設事業における工事契約以外にも当社グループで取り扱う一部製品の長期販売契約に基づく取引価格も含めています。なお、取引価格が販売時点の市況価格に基づく長期の販売契約もありますが、当連結会計年度末時点で見積もる金額に対して将来に重要な戻入れが生じる可能性と金額的重要性等を考慮して、記載していません。

IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務については上記の表に含めていません。

(4) 契約コスト

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である場合には、契約コストを発生時に費用として認識しています。

## 10. 売却目的保有に分類される処分グループおよび非継続事業

### (1) 売却目的保有に分類される処分グループ

当社は、2024年7月8日に、石油製品ほかセグメントの子会社であるENEOSオーシャン株式会社（以下、「ENEOSオーシャン」）の原油タンカー事業以外のLPG船、ケミカルタンカー、プロダクトタンカーおよび貨物船等を中心とする海運事業を、ENEOSオーシャンが設立した完全子会社であるNYK Energy Ocean株式会社（以下、「NEO」）へ吸収分割により承継させた上で、NEOの株式の80%を日本郵船株式会社に譲渡すること（吸収分割と併せて以下、「本件取引」）に合意しました。これに伴い、当社グループ海運事業の一部を売却目的保有に分類される処分グループに分類しました。なお、売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額を上回っているため、売却目的保有に分類された処分グループは帳簿価額で測定しています。また、本件取引は、2025年4月1日に完了しました。

翌連結会計年度の業績に与える影響の詳細は、「13. 重要な後発事象に関する注記」をご覧ください。

### (2) 非継続事業

#### ①取引の概要

当社の子会社であるJX金属は、2025年3月19日東京証券取引所プライム市場に新規上場しました。株式上場の際し、当社が保有するJX金属株式の一部につき売出しを行うことにより、売出し後の当社の所有割合は42.4%となり支配を喪失し、JX金属は子会社から持分法適用会社となりました。なお、当該残存持分は支配喪失時の公正価値で測定しています。

これに伴い、当連結会計年度の金属事業を非継続事業に分類し、連結損益計算書上、非継続事業からの損益を継続事業とは区分して表示しています。

#### ②非継続事業の損益

非継続事業の損益は次のとおりです。

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) |
|---------------|------------------------------------------|
| 収益（注）         | 944,678                                  |
| 費用            | 679,079                                  |
| 非継続事業からの営業利益  | 265,599                                  |
| 金融損益          | △4,553                                   |
| 非継続事業からの税引前利益 | 261,046                                  |
| 法人所得税費用（注）    | 31,477                                   |
| 非継続事業からの当期利益  | 229,569                                  |

(注) JX金属への支配の喪失により生じた売却関連収益153,334百万円が含まれています。これに係る法人所得税費用は6,945百万円です。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 .....           | 1,152円50銭 |
| 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 .....  | 79円96銭    |
| 継続事業 .....                      | 3円94銭     |
| 非継続事業 .....                     | 76円02銭    |
| 希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 ..... | 79円81銭    |
| 継続事業 .....                      | 3円93銭     |
| 非継続事業 .....                     | 75円88銭    |

## 12. 企業結合に関する注記

重要な企業結合がないため、記載を省略しています。

## 13. 重要な後発事象に関する注記

海運事業の一部譲渡の完了

石油製品ほかセグメントの子会社であるENEOSオーシャンが日本郵船株式会社（以下、「日本郵船」）との間で締結した株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡契約」）に従い、ENEOSオーシャンの原油タンカー事業以外のLPG船、ケミカルタンカーおよび貨物船等を中心とする海運事業を、吸収分割により、ENEOSオーシャンが設立した完全子会社であるNYK Energy Ocean株式会社（以下、「NEO」）に承継させた上で、NEOの株式の80%を日本郵船に対して譲渡しました。本件取引は2025年4月1日に完了しました。

本件取引の譲渡価額は約760億円であり、本件取引による利益として約700億円を2026年3月期の連結損益計算書の「その他の収益」に計上する見込みです。なお、最終的な譲渡価額は、本株式譲渡契約に定める純有利子負債や正味運転資本等に基づく一定の価格調整を行い決定されます。

# 計算書類

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                             | 株主資本    |         |              |             |               |             |             |          |            |
|-----------------------------|---------|---------|--------------|-------------|---------------|-------------|-------------|----------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金         |             |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|                             |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金      |             | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
|                             |         |         |              |             | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |          |            |
| 2024年4月1日期首残高               | 100,000 | 526,389 | 837,608      | 1,363,997   | 1,553         | 504,529     | 506,082     | △23,872  | 1,946,208  |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |              |             |               |             |             |          |            |
| 剰余金の配当                      |         |         |              |             |               | △69,675     | △69,675     |          | △69,675    |
| 当期純利益                       |         |         |              |             |               | 403,055     | 403,055     |          | 403,055    |
| 自己株式の取得                     |         |         |              |             |               |             |             | △232,350 | △232,350   |
| 自己株式の処分                     |         |         | 0            | 0           |               |             |             | 181      | 181        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |         |         |              |             | △32           | 32          | －           |          | －          |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |         |              |             |               |             |             |          |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －       | 0            | 0           | △32           | 333,413     | 333,381     | △232,169 | 101,212    |
| 2025年3月31日期末残高              | 100,000 | 526,389 | 837,608      | 1,363,997   | 1,521         | 837,942     | 839,463     | △256,040 | 2,047,420  |

|                             | 評価・<br>換算差額等         | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |           |
| 2024年4月1日期首残高               | 18,689               | 1,964,897 |
| 事業年度中の変動額                   |                      |           |
| 剰余金の配当                      |                      | △69,675   |
| 当期純利益                       |                      | 403,055   |
| 自己株式の取得                     |                      | △232,350  |
| 自己株式の処分                     |                      | 181       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |                      | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △5,029               | △5,029    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △5,029               | 96,183    |
| 2025年3月31日期末残高              | 13,660               | 2,061,080 |

個別注記表（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理しています。また、評価差額の算出の基礎となる取得原価は、移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物および構築物 2年～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しています。

株式報酬引当金

業績連動型株式報酬制度に基づく当社グループ取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しています。

(5) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を適用しており、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する

当社は主要な事業会社（ENEOS株式会社、ENEOS Xplora株式会社、株式会社ENEOSマテリアル、ENEOS Power株式会社およびENEOSリニューアブル・エナジー株式会社）などへの経営管理およびこれに付帯する業務を行っており、当社の主要な事業会社を顧客としています。経営管理に関する契約については、当社の主要な事業会社に対し、経営の管理・指導を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しています。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時の費用として処理しています。

② ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による当事業年度にかかる計算書類への影響はありません。

## 3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記 (5) 収益の計上基準」に記載のとおりです。

#### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類には、経営者の見積りを含みます。この見積りは過去の実績および報告期間の末日において合理的であると考えられる様々な要因などを勘案した経営者の最善の見積りに基づきますが、結果は、見積りとは異なる可能性があります。

当社の計算書類に重要な影響を与える可能性のある、主な見積りは以下のとおりです。

##### 子会社・関連会社株式の評価

当社は純粋持株会社であり、子会社・関連会社株式の保有が主な役割です。当事業年度末、関係会社株式として計上した金額は2,148,506百万円であり、関係会社株式評価損は認識していません。これらの株式は会計基準に従い取得原価で計上していますが、実質価額が著しく低下し、かつ取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合は評価損を計上することになります。

当社子会社・関連会社の多くは非上場であるため、経営者は、実質価額の著しい低下の判断や回復可能性の見積りによって評価損の判定をしていますが、これらは経済状況、資源価格、外国為替相場などの不確実な要素の変動によって影響を受けることから、見直しが必要となった場合には、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に提供している資産

###### ① 担保提供資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 21,000百万円 |
|--------|-----------|

###### ② 上記に対する債務

|          |            |
|----------|------------|
| 関係会社の借入金 | 222,000百万円 |
|----------|------------|

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,343百万円 |
|--------------------|-----------|

##### (3) 保証債務

|      |            |
|------|------------|
| 借入保証 | 405,535百万円 |
|------|------------|

|        |            |
|--------|------------|
| 取引保証ほか | 156,307百万円 |
|--------|------------|

|   |            |
|---|------------|
| 計 | 561,843百万円 |
|---|------------|

##### (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 18,467百万円 |
|--------|-----------|

|        |      |
|--------|------|
| 長期金銭債権 | －百万円 |
|--------|------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債務 | 24,033百万円 |
|--------|-----------|

|        |          |
|--------|----------|
| 長期金銭債務 | 1,453百万円 |
|--------|----------|

#### 6. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

|      |            |
|------|------------|
| 営業収益 | 178,418百万円 |
|------|------------|

|      |          |
|------|----------|
| 営業費用 | 8,470百万円 |
|------|----------|

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引以外の取引高 | 31,044百万円 |
|------------|-----------|

##### (2) 関係会社株式売却益

JX金属株式会社の東京証券取引所プライム市場への新規上場に伴い、同社株式の売出しを行ったことによるものです。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数は以下のとおりです。

| 株式の種類 | 当期首株式数      | 当期増加株式数      | 当期減少株式数  | 当期末株式数       |
|-------|-------------|--------------|----------|--------------|
| 普通株式  | 39,832,827株 | 299,309,545株 | 414,408株 | 338,727,964株 |

(注1) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式取得による増加299,294,000株、単元未満株式の買取り請求による増加15,545株によるものです。

(注2) 自己株式の数の減少は、役員報酬BIP信託の取締役などに対する交付による減少414,067株および単元未満株式の買増し請求による減少341株によるものです。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

#### (繰延税金資産)

|          |        |
|----------|--------|
| 賞与引当金    | 86     |
| 投資有価証券   | 1,325  |
| 未払事業税    | 788    |
| その他      | 1,066  |
| 繰延税金資産小計 | 3,265  |
| 評価性引当額   | △1,896 |
| 繰延税金資産合計 | 1,369  |

#### (繰延税金負債)

|           |       |
|-----------|-------|
| 土地        | 20    |
| 固定資産圧縮積立金 | 700   |
| 投資有価証券    | 6,125 |
| 譲渡損益調整資産  | 171   |
| その他       | 285   |
| 繰延税金負債合計  | 7,301 |
| 繰延税金負債の純額 | 5,932 |

### (2) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取り扱い」（実務対応報告42号 2022年10月28日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っています。

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。

なお、この税率変更による影響額は軽微です。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称                 | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容                                                                                                                         | 取引金額                                                                          | 科目                                                                                      | 期末残高                                           |
|-----|------------------------|---------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 子会社 | ENEOS(株)               | 所有<br>直接100%  | 経営管理<br>役員の兼任   | 経営管理料の受取(注1)<br>債務保証等(注2)                                                                                                     | 百万円<br>14,849<br>384,679                                                      | 営業未収入金                                                                                  | 百万円<br>842                                     |
| 子会社 | ENEOS<br>ファイナンス(株)     | 所有<br>直接100%  | 資金業務委託<br>役員の兼任 | グループ金融運営資金の貸<br>付(注3)<br>短期資金貸付<br>長期資金回収<br><br>グループ金融による自社必<br>要資金の借入(注4)<br>長期資金借入<br>長期資金返済<br><br>利息の受取(注3)<br>利息の支払(注4) | 百万円<br><br>79,210<br>241,100<br><br>320,000<br>100,000<br><br>10,087<br>4,173 | 関係会社短期<br>貸付金<br>関係会社長期<br>貸付金<br>*1年内回収予<br>定分を含む<br>関係会社長期<br>借入金<br>*1年内返済予<br>定分を含む | 百万円<br><br>130,315<br>1,322,950<br><br>309,877 |
| 子会社 | ENEOS不動産(株)            | 所有<br>直接100%  | 不動産賃貸<br>業務委託   | 債務保証等(注5)                                                                                                                     | 百万円<br>40,702                                                                 | —                                                                                       | —                                              |
| 子会社 | ロードマップ・<br>ホールディングス(株) | 所有<br>直接50.1% | 役員の兼任           | 担保の提供(注6)                                                                                                                     | 百万円<br>222,000                                                                | —                                                                                       | —                                              |

### 取引条件および取引条件の決定方針など

- (注1) 当社は、主要な事業会社の経営管理にかかる対価を、当社の運営に必要とする経費を基に主要な事業会社からその事業規模などに応じて収受しています。
- (注2) ENEOS株式会社の原油購入などにつき、取引保証などを行ったものであり、保証料は受領していません。
- (注3) 当社はグループで必要な資金を外部金融機関などからの借入、社債およびコマーシャル・ペーパーの発行などにより、一括して調達し、ENEOSファイナンス株式会社への貸付を通じて、グループ各社へ必要な事業資金を供給しています。当社からENEOSファイナンス株式会社への貸付利率は、資金調達コストを勘案して合理的に決定しています。また、短期資金の取引金額については、貸付と回収をネット表示しています。
- (注4) グループの資金取引として、当社はENEOSファイナンス株式会社との間で、必要な事業資金の借入もしくは余裕資金の預入を行っています。借入利率および預入利率とも市場金利を勘案して合理的に決定しています。また、短期資金の取引金額については、借入と返済をネット表示しています。
- (注5) ENEOS不動産株式会社がENEOSファイナンス株式会社から借入れている事業資金につき、借入保証を行ったものであり、保証料は受領していません。
- (注6) ロードマップ・ホールディングス株式会社の金融機関からの借入金に対し、当社が保有するすべての同社株式の担保の提供を行っています。担保提供の取引金額は当事業年度末日における債務残高です。

10. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称およびその事業の内容

当社の子会社であるENEOS株式会社にかかる機能材事業および電気・都市ガス事業

② 企業結合日

2024年4月1日

③ 企業結合の法的形式

ENEOS株式会社を分割会社とし、機能材事業は株式会社ENEOSマテリアルを承継会社とし、電気・都市ガス事業はENEOS Power株式会社を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

ENEOS株式会社の機能材事業、電気・都市ガス事業の分社化を実施し、さらに、ENEOS株式会社から2024年4月1日を効力発生日として、同社が保有する株式会社ENEOSマテリアルおよびENEOSリニューアブル・エネルギー株式会社の全株式の現物配当を当社が受けました。これにより、最適なグループ運営体制のもと、当社が主要な事業会社を直接保有する体制となりました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 1株当たり純資産額  | ・ ・ ・ ・ ・ | 765円 3銭 |
| 1株当たり当期純利益 | ・ ・ ・ ・ ・ | 142円34銭 |

12. 追加情報

該当事項はありません。